

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月28日

横浜市契約事務受任者  
市民局長 渋谷 昭子

1 契約の概要

住民基本台帳ネットワークシステム統合端末及び周辺機器一式の借入

2 履行（納品）場所

市民局窓口サービス課ほか

3 契約日

令和7年2月4日

4 履行日又は履行期間

令和7年3月1日から令和9年3月31日まで

5 契約金額

6,483,400円

6 契約の相手方（名称及び所在）

FLCS株式会社 神奈川支店  
支店長 齋藤 雄太  
横浜市西区高島一丁目1番2号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

住民基本台帳ネットワークシステム統合端末（以下、「統合端末」とします。）は住民基本台帳に関する事務処理を行うために必要であるほか、マイナンバーカード交付や券面事項更新（住所・氏名の変更など）に加えて電子証明書に関する手続きなどにも利用しています。

現行の統合端末（PC）がOSのサポート期限を迎えることに加え、OSを更新した場合でも統合端末としての要件を満たせないため、新しい統合端末の調達に係る入札を行ったところ、参加事業者無しで不調となりました。現行の統合端末を継続して使用した場合、統合端末の不具合で事務処理ができない等の問題発生時にOSのメーカーや国からの統合端末にかかるサポートが受けられず、統合端末が復旧できない事態が発生し、行政サービスに重大な支障が生じるため、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

現行の統合端末のリース先であり、本件と同数納入している実績のある事業者を選定しました。

9 所管課

市民局窓口サービス課